

基本計画 中間評価シート 戦略 4 (試案)

戦略 4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

全体評価¹

子供から高齢者まで、障害の有無や国籍に関わらず、国民が広く文化芸術活動に触れることができる社会の実現に向けた取組を推進してきており、「文化に関する世論調査」によれば、令和元年度における国民の「鑑賞活動（映画、文化財、美術等）²への参加割合」は、平成 28 年度と比べて大幅な上昇を見せており、一定の進捗が見られたものと判断できる（平成 15 年度以降で最も割合が高い。）。

また、上記の世論調査においては、若年層による文化芸術活動の参加割合についても、全世代と同様に伸びを示している。併せて、子供たちが地域の中核となる劇場・音楽堂において質の高い公演に容易に触れることができるよう、18 歳以下の子供たちが、一定の条件を満たした劇場・音楽堂等において無料で公演を観賞することを支援する事業を新規で立ち上げるなど、環境整備も含めて一定の進捗が見られたものと判断できる。

高齢者層の文化芸術活動への参加割合についても、全世代、若年層と同様に、令和元年度における鑑賞活動への参加割合は増加傾向が見られる。

さらに、障害者の文化芸術活動の振興については、文化庁の実施事業（共生社会実現のための文化芸術活動の推進を実施する団体を支援するもの）において、実施団体において目標を達成できた割合が目標とした水準を達成するなど、一定の進捗が見られたものと判断できる。

一方で、鑑賞活動以外の活動（作品の創作、音楽の演奏、映画への出演、地域の伝統的な芸能や祭りへの参加等）³への参加割合は、全世代、若年層、高齢者ともに、現状維持または減少傾向にあり、2 期に向けた課題と考えられる。

また、あらゆる地域で多様な文化芸術に気軽に触れる環境の整備として、我が国が誇る文化財等の文化資源をオンラインで公開する取組も、一定の進展を見せており、訪問者数について大幅な伸びを示しているところである。

なお、他の戦略と同様、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、令和 2 年度における国民の文化芸術活動への参加割合は急激に減少しているところである。上記文化遺産オンライン訪問者数の増加についても、コロナ禍による外出自粛や巣ごもり需要の増大などの影響を受けているものと推察される。

¹ 全体評価の検討に当たっては、平成 30 年度以降に実施された行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）に基づく政策評価（以下「政策評価」という。）及び独立行政法人評価を参考とした。

² 今後、関係省庁の施策についても追加予定。
映画、歴史的な建物や遺跡、名勝地等の文化財、美術、アニメ映画、博物館、ポップス、ロック、オーケストラ、ミュージカル、演芸、現代演劇、食文化の展示・イベント、花展、地域の伝統的な芸能や祭りへの参加、伝統芸能（歌舞伎、能・狂言等）、ストリートダンス、民俗舞踊、バレエ、日本舞踊等

³ 文学、音楽、美術、演劇、舞踊などの作品の創作、音楽演奏や演劇・舞踊・映画への出演など、音楽・バレエ、ダンス、美術などの習い事の受講、茶道・華道・書道などの習い事の受講、地域の伝統的な芸能や祭りへの参加等

指標の状況

- ・1期計画「進捗状況を把握するための指標について」（現状データ集）及び政策評価における「測定指標」を用いている。
- ・目標値は特に記載がない場合は令和2年度における到達目標を示す。

①国民（18歳以上）、若年層（未就学児～高校生）、高齢者（60歳以上）、障害者の文化芸術活動の参加割合

測定指標ア) 国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合（**目標：鑑賞 80%、鑑賞以外 40%**）⁴

鑑賞：59.2%（平成28年度）→67.3%（令和元年度）→41.8%（令和2年度）

鑑賞以外：28.1%（平成28年度）→21.7%（令和元年度）→14.2%（令和2年度）

測定指標イ) 未就学児～高校生の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合

鑑賞：50.3%（平成30年度）→58.6%（令和元年度）→40.6%（令和2年度）⁵

鑑賞以外：32.2%（平成30年度）→28.8%（令和元年度）→21.6%（令和2年度）⁶

測定指標ウ) 高齢者の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合

鑑賞：44.9%（平成28年度）→66.3%（令和元年度）→33.5%（令和2年度）⁷

鑑賞以外：28.7%（平成28年度）→21.2%（令和元年度）→11.3%（令和2年度）⁸

参考) 障害者の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加割合（7歳以上）

鑑賞：44.6%（平成29年度）、鑑賞以外：29.3%（平成29年度）⁹

※ 令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により軒並み減少している。

②子供の芸術教育・体験の充実

測定指標ア) 子供達が優れた舞台芸術を鑑賞・体験することにより「豊かな心や感性、創造性を育むことができた」と回答した開催校の割合（**目標：90%**）¹⁰

86.5%（平成29年度）→89.8%（令和2年度）

測定指標イ) 伝統文化親子教室(教室実施型)参加者への意識調査のうち、子供が教室終了後も伝統文化等に関わりたいと考える割合（**目標：90%**）¹¹

89.7%（令和元年度）→90.3%（令和2年度）

測定指標ウ) 伝統文化親子教室(教室実施型)参加者への意識調査のうち、保護者が教室終了後

⁴ 「文化に関する世論調査」（平成28年度は内閣府が対面実施、平成30年度からは文化庁がウェブ実施）

⁵ 「文化に関する世論調査」（文化庁）※未就学児～高校生の参加割合は、調査対象者（18歳以上）の同居の子供（最も下の年齢）の状況を尋ねた回答結果によるもの。

⁶ 「文化に関する世論調査」（文化庁）

⁷ 「文化に関する世論調査」（平成28年度は内閣府が対面実施、平成30年度からは文化庁がウェブ実施）

⁸ 「文化に関する世論調査」（平成28年度は内閣府が対面実施、平成30年度からは文化庁がウェブ実施）

⁹ 文化庁「障害者の文化芸術の鑑賞活動及び創作活動実態調査（平成29年度）」

¹⁰ 「文化芸術による子供育成総合事業」報告書

¹¹ 伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査

も伝統文化等に子供を関わらせたいと考える割合 **(目標 : 91.5%)**¹²

91.4% (令和元年度) → 93.2% (令和2年度)

※実施校数については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、減少している。

③障害者による文化芸術活動の振興

測定指標ア) 戦略的芸術文化創造推進事業 (共生社会実現のための芸術文化活動の推進) 及び障害者による文化芸術活動推進事業の実施団体の業務成果報告書に記載された課題解決目標達成率の平均値 **(目標 : 毎年度 80%)**¹³

87.5% (平成30年度) → 103.9% (令和2年度)

④文化財の保存・継承 (戦略2における主要な測定指標)

測定指標ア) 文化遺産オンラインへの訪問回数 **(目標 : 1,999,999 回)**¹⁴

1,884,600 回 (平成29年度) → 3,079,909 回 (令和2年度)

⑤地域の文化芸術環境の整備 (戦略6における主要な測定指標)

測定指標ア) 地域の文化的環境の満足度 (文化芸術の鑑賞機会、創作・参加機会、文化財や伝統的町並みの保存・整備等) **(目標 : 60%)**¹⁵

33.5% (平成30年度) → 36.5% (令和2年度)

⑥日本語教師の養成 (戦略5における主要な測定指標)

測定指標ア) 日本語教師養成・研修実施機関・施設等における日本語教師養成・研修講座の受講者数 **(目標 : 30,694 人)**¹⁶

27,056 人 (平成29年度) → 31,826 人 (令和元年度) → 26,155 人 (令和2年度)

グッドプラクティス等の例 (別紙)

①文化芸術による共生社会の実現

ア) 障害者による文化芸術活動推進事業

②文化財の保存・継承

ア) 文化発信・アーカイブの整備 (旅前・旅後の海外向け日本文化の魅力発信、文化遺産のオンライン構想の推進)

③地域の文化芸術環境の整備

ア) 文化芸術創造拠点形成事業

¹² 伝統文化親子教室 子供たちの意識・行動に関する調査

¹³ 「戦略的芸術文化創造推進事業」(H30) 及び「障害者による文化芸術活動推進事業」(R1~) 報告書

¹⁴ ポータルサイト管理事業者による報告書

¹⁵ 文化庁調べ (対面調査からウェブ調査へ調査方法が変更となり、「わからない」の回答が増えた。「わからない」と回答したものを除いた割合は平成30年度 : 45.4%、令和2年度 : 49.5%)

¹⁶ 文化庁「国内における日本語教育の概要」

- イ) 地域文化財総合活用推進事業
- ウ) 国民文化祭
- ④子供の芸術教育・体験の充実
 - ア) 文化芸術による子供育成事業
 - イ) 伝統文化親子教室事業
- ⑤日本語教育の振興
 - ア) 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進
 - イ) 日本語教室空白地域解消の推進等

主な取組¹⁷

(法改正)

【平成30年度】

- ・文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の成立

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要との問題意識の下、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るもの。

- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立

文化芸術が、創造又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るもの。本法律に基づき、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を策定。

- ・著作権法の一部を改正する法律の成立

デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにするもの。

【令和元年度】

- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の成立

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関する、基本理念、政府による基本方針の策定、

¹⁷ 今後、関係省庁の施策についても追加予定。

市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するもの。

・日本語教育の推進に関する法律の成立

日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与するもの。

【令和2年度】

・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の成立

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であり、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずるもの。

【令和3年度】

・文化財保護法の一部を改正する法律の成立

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、地方公共団体による文化財の登録制度及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定めるもの。

・著作権法の一部を改正する法律の成立

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずるもの。

（税制改正）

【平成30年度】

- ・文化財保存活用支援団体に対する重要文化財等の譲渡に係る譲渡所得の課税の特例等の拡充
- ・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充

【令和元年度】

- ・障害者に対応した劇場・音楽堂等に係る特例措置の延長

【令和2年度】

- ・公益法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設（能楽堂）に係る課税標準の特例措置の拡充

(事業)

(子供の芸術教育・体験の充実)

文化芸術による子供育成総合事業、伝統文化親子教室事業

(文化芸術活動の振興)

戦略的芸術文化創造推進事業、芸術祭・芸術選奨、国民文化祭、全国高等学校総合文化祭、劇場・音楽堂等機能強化推進事業、メディア芸術の創造・発信プラン、障害者による文化芸術活動推進事業、文化芸術創造拠点形成事業

(日本博をはじめとする文化プログラム)

「日本博」を契機とした文化資源による観光インバウンドの拡充（国際観光旅客税財源）、我が国の文化芸術の創造力向上と国際的発信の推進

(文化財の保護・活用)

有形文化財、無形文化財、文化財保護対策の検討等、国宝・重要文化財等の買上げ、鑑賞・体験機会等充実のための事業推進文化財管理及び保存活用等、地域文化財総合活用推進事業、世界遺産普及活用・推薦のための事業推進、国産良質材使用推進・供給地活性化事業、アイヌ関連施策の推進、文化施設の感染防止等対策事業、登録有形文化財（建造物）事務担当者連絡会

(消滅の危機にある言語・方言の状況改善)

危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業

(外国人に対する日本語教育の推進)

外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業、「生活者としての外国人」のための日本語教育空白地域解消推進事業、地域日本語教育実践プログラム、

(著作権)

著作権に関する普及啓発事業、オーファンワークス対策事業

課題

- ・作品創作や音楽演奏、公演への出演、地域の伝統的な芸能や祭りへの参加等、自らが文化芸術活動に取り組む（鑑賞以外）といった形態での参加割合が、全世代、若年層、高齢者ともに現状維持又は減少傾向にある。
- ・ 障害者や在留外国人による、文化芸術活動への参画に関する状況が十分に把握できていない。
- ・ 地域の文化的環境の満足度を表すデータについて、総合的な満足度を表すものしかなく、①文化芸術の鑑賞機会について、②創作・参加機会について、③文化財や伝統的町並みの保存・整備について、といった具体的な分野ごとの満足度が把握できないため、課題が十分に把握しきれない。
- ・ なお、評価期間における新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする状況の変化等についても考慮に入れ、ウィズコロナ時代においても、感染対策に十分留意した上での国民による文化芸術活動への参画を促進していくことが可能となるよう、必要な支援を講じていく必要がある。

今後の方向性

- ・ 指標の達成状況については、一定の進捗が見受けられるものの、令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響を大きく受けており、目標に達していないか、コロナ以前との比較が適切でないものが多くなっている。
- ・ 残された第1期計画期間中においては、国内における新型コロナウイルスの感染状況も精査しながら、感染拡大防止策を適切に講じつつ、障害の有無や国籍の差異に関わらず、国民が文化芸術活動に参加することを促進するための取組や環境整備を継続して行うことが必要である。その際、特に、鑑賞以外の自らが文化芸術活動に取り組む形態での参加を促していくことが必要である。
- ・ ウィズコロナ時代を見据え、博物館や美術館、劇場・音楽堂といった文化施設や、建物、移籍、景勝地等への直接的な移動を伴わずに、そういった文化資源に触れることができる環境を醸成するため、文化遺産オンラインをはじめとする文化に関するアーカイブの整備や、オンライン配信の充実が求められる。

なお、第2期文化芸術推進基本計画の策定に当たっては、障害者や在留外国人による文化芸術活動への参加状況を、適切にデータとして収集できるよう検討を進める必要がある。そのうえで、データに基づき、障害者や在留外国人が文化芸術に触れる環境を充実することが求められる。

地域の文化環境の満足度に関するデータについて、具体的な施策の検討に活用できるよう、質問項目の細分化など調査方法の工夫改善が必要である。

これらも含めて、本中間評価に基づき、各目標や指標の在り方について慎重な検討を行う必要がある。その際も、本中間評価における評価と同様に、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を適切に反映させるよう配慮が必要である。

戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるよう促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

- 「文化に関する世論調査」(平成28年内閣府)によると、国民が文化芸術を直接鑑賞した経験の割合9は全体で59.2%であるが、年齢によって鑑賞活動にばらつきが生じているのが現状である10。今後は、年齢や居住地等にかかわらず文化芸術活動に触れられる機会を確保していくことが重要である。また、地域の芸能・祭りへの参加や、習い事等の文化芸術活動をした経験の割合11は28.1%と低いことから、人々が日常的に文化芸術活動に慣れ親しみ、参画できる環境を整えることが重要である。

なお、18歳未満の子供や障害者、在留外国人の文化芸術活動の状況については詳細が把握できていないことから、今後、国は、18歳未満の子供や障害者、在留外国人も含めた文化芸術活動の状況について、調査研究することが必要である。

- 文化芸術の社会的価値を上げる活動を文化芸術関係者が積極的に行うなど、文化芸術が一部の愛好者だけのためのものではなく、全ての国民のものであると認識されることを目指す。また、障害者福祉や児童福祉の観点から行われる文化芸術活動を含め、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に文化芸術活動に触れられ、表現活動を行うことができる環境を整えるよう促す。さらに、各地域の歴史や信仰等に根ざした多様な文化や、特色ある地域文化等、地域の特性に応じた文化芸術振興を図る。

- 子供、若者、高齢者、障害者等が主体的に参加し、学ぶことができる体験型プログラム等のさまざまな取組や地域の学校、非営利団体、福祉施設等の関係機関等と連携したアウトリーチ活動12やそれぞれの機関が主体的に取り組む文化芸術活動、施設のバリアフリー化、字幕や音声ガイドの制作、託児サービス等を通じて、全ての人が生涯を通じて、あらゆる地域で多彩で優れた文化芸術活動に触れられ、表現活動を行うことができるようにすることを目指す。

- 現在まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤であり、多くの人々が文化財に触れ、我が国の歴史や文化等を深く学ぶことができるよう、全国各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努める。また、多くの住民が、地域の伝統文化への参画や文化財の継承のための活動等を通じ、コミュニティとのきずなを深めることができる環境の整備を目指す。このことは、平成23年東日本大震災や平成28年熊本地震等の被害からの復興に向けて、地域の力を取り戻す礎となるものである。

- 先述(目標3参照)のとおり、日本語は、我が国の社会や文化の基盤であり、それを学ぶことは、我が国の社会や文化についての知識得て、その理解を深めていくことにつながるため、国内外で日

本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していく。

- 先述（目標3参照）のとおり、著作権制度は、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するものである。特に著作物等の適正な利用機会の増進に貢献する公共的な性格を有する事業等における著作物等利用の円滑化を図ることによって、これを一層推進する。

戦略4 関連（5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策）

- 文化芸術と教育、福祉、医療その他の分野の連携により、地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるよう、芸術家等及び文化芸術団体と、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等との間の協力の促進に努める。
- 障害者の文化芸術活動参加の機会の確保するため、文化芸術の鑑賞等に係るバリアフリー化（日本語字幕、手話通訳、音声ガイド等の情報保障）、創造活動の充実、施設の利用環境の整備を図る取組を推進するなど、社会包摂の機能を充実させる。
- 聴覚障害者のためのバリアフリー字幕及び視覚障害者のための音声ガイドの制作支援を行うことにより、我が国の映像芸術の普及・振興を図る。
- 障害者によるメディア芸術の創造・鑑賞に係る調査・研究を実施し、バリアフリー対応に関する実地検証を行うなど、障害者によるメディア芸術に触れる機会の創出に向けた取組を推進する。
- 地域における障害者の自立と社会参加を促進する観点から、国は、地方公共団体等と連携・協力し、障害者が文化芸術に親しみ、創作・表現活動を行えるよう、相談支援、人材育成、ネットワークの構築、情報収集・発信などを行う体制づくりを進める。
- 国民の障害に対する理解や認識を深め、障害者の豊かな生活や自立と社会参加を促進するために、国は、地方公共団体との連携・協力により、全国障害者芸術・文化祭を開催するとともに、障害者による文化芸術活動の裾野が広がるよう、全国各地の障害者による作品展示や公演、文化祭等を連携事業として実施する取組を進める。
- 子供の道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子供の健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つ児童福祉文化財について、絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行う。
- 優れた児童福祉文化財のポスター・年報等を作成し、地方自治体等と連携して、広報・啓発に取り組む。
- 子供の健やかな成長、子供や家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定め、地方自治体等と連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子供を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る。
- 高齢者、障害者、子育て中の保護者、外国人等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等の取組

を促進する。

- 地域の多様な経験や技能を持つ人材・団体等の協力を得て行われる文化芸術に関する活動を支援することにより、子供たちの文化芸術などに対する理解を育む取組を促進する。
- 芸術団体と、地域の劇場、音楽堂等が連携して、劇場、音楽堂等相互間の連携協力による地域の舞台芸術制作能力の向上に資するような共同制作や巡回公演を行い、また柔軟に運用すること等により、居住する地域にかかわらず等しく舞台芸術を鑑賞する機会が確保されるよう取組を促進する。
- 地方公共団体と連携して、国民文化祭等を効果的に活用し、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促すとともに、国民の参加や鑑賞機会の充実を図る。
- 文化庁メディア芸術祭地方展を開催することで、優れたメディア芸術を鑑賞・体験する機会を地方において提供することにより、メディア芸術の創造とその発展を図る。また、地方におけるメディア芸術を活用した芸術祭の取組の振興を図るなど、メディア芸術を活用した地方創生に取り組む地方公共団体の取組を促進する。
- 日本全国で開催される芸術祭や地域の行事を核とした文化芸術事業が充実・発展するよう、地方公共団体が民間企業等とも提携しつつ、観光、まちづくり、食、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野と有機的な連携を図る取組を促進する。
- 年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、多くの国民が広く文化財に親しむことができるよう、歴史的、芸術的、学術的な魅力を分かりやすく発信するとともに、文化財の保存・活用に関する多様な活動に広く地域住民等が参画することを推進するなど、広く国民が文化財の継承などの活動を通じて地域に貢献できる環境の醸成に取り組むことが期待される。
- 地域の伝統行事等がコミュニティの維持発展や人々のきずなの形成に大きな役割を持つことを踏まえ、個性豊かな伝統文化など地域の文化芸術の継承・発展を推進するとともに、その情報発信など多くの国民が地域の文化芸術に参画できるような環境の醸成に取り組むことが期待される。
- 都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保存と活用を図る。
- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成 9 年法律第 52 号）に基づき、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。また、「アイヌ文化の復興等を促進するための民族共生象徴空間の整備及び管理運営に関する基本方針」（平成 26 年 6 月 13 日閣議決定・平成 29 年 6 月 27 日一部変更）に基づく取組を推進する。

- 組踊や琉球舞踊等の国際色豊かな独自の文化を育んでいる沖縄の文化の振興のため、「沖縄振興基本方針」（平成 24 年 5 月 11 日内閣総理大臣決定）に基づく取組を進める。
- 明日香村における歴史的風土の保存、生活環境及び産業基盤の整備を図るために、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（昭和 41 年法律第 1 号）及び「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（昭和 55 年法律第 60 号）に基づき、村全域にわたる土地利用規制を行うとともに、明日香村整備計画（奈良県作成）に基づく取組に対する支援を行う。
- 文化財保護法を改正し、保存活用計画を策定して美術館等に寄託・公開した美術品について、相続税等の納税猶予の特例措置制度の創設について検討する。
- 図書館が、資料や情報等の継続的な収集、調査研究への支援や資料の利用相談、時事情報の提供等の機能を充実させることにより、地域を支える情報拠点となるよう、先進事例の収集・情報提供や図書館の充実方策を提示するなどの支援を行う。
- 各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。
- 学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設が、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習などの活動拠点として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。
- 「敬語の指針」（平成 19 年文化審議会答申）並びに「コミュニケーションの在り方」及び「言葉遣い」についての検討の成果の普及を図る。
- ユネスコの公表した国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について、その実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報の収集を行い、その成果の普及等を通じて、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。
- 子供の自主的な読書活動を推進するため、関係法律・計画を踏まえ、子供が読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備・充実等を図る。
- 「文字・活字文化振興法」（平成 17 年法律第 91 号）に基づき、図書館や学校等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう、環境の整備を図る。
- 近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮して、我が国で生活する人々にとって分かりやすい表現を用

いるよう努めるとともに、公用文の表記の在り方等について検討する。それと同時に、人々の言語生活への影響等に関し、関係機関とも適切に連携・協力を図る。

- 日本語教育の関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。
- 日本語教育施策の企画立案に必要な調査研究を関係機関との連携・協力を図りつつ実施し、その成果を広く周知するとともに、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究、日本語教育に関する教材等の開発及び提供、日本語教育に携わる人材の養成・研修の充実による高い資質能力を有する人材の確保を図る。また、これらを通じて、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上を図る。
- 地方公共団体や日本語教育関係団体等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設及び地域における日本語教育の推進・連携体制の構築・強化など、地域における日本語教育の充実を図り、国内に居住する外国人等の日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- 著作権等の適切な保護とのバランスに留意しつつ、障害者等の情報アクセス機会の充実、図書館等の社会教育施設や学校における著作物等利用環境の充実など、公益的な観点からの著作物等の適正な利用を促進するための課題について、ニーズを踏まえて検討を行い、必要な措置を講ずる。

文化芸術推進基本計画（第1期） 中間評価
グッドプラクティス

①文化芸術による共生社会の実現

ア) 障害者による文化芸術活動推進事業

チェルフィッチュ「消しゴム山」 東京公演 鑑賞サポート

実施団体：一般社団法人 チェルフィッチュ

海外でも公演実績のある演劇を、障害の有無にかかわらず楽しめるよう様々な情報保障（鑑賞サポート）を行い上演した。

日本語・英語字幕や筆談等による受付誘導に加えて、作・演出家が書き下ろしたテキストを俳優が読み上げる音声ガイドを制作し、情報保障の枠をこえた新たな鑑賞機会を提供した。観劇中に話してしまったり、長時間の集中が難しい人なども安心して鑑賞できる、「鑑賞マナーハードル低めの回」の上演も行った。



やってみようプロジェクト

実施団体：公益社団法人 日本劇団協議会

共生社会の実現に向けて、障害者や高齢者、児童養護施設の児童、ひきこもりの青少年など様々な立場の人を対象にワークショップを開催した。

これまで培ってきた劇団員による演劇的ワークショップの手法を様々な立場の人にあわせて応用することにより、コミュニケーションすることや自由に表現すること、創作することの楽しさを共有。就労やIADL（自立度）の改善等、参加者に前向きな変化があった等、事業効果を確認・評価する取組も行っている。



多様性を育むダンス&美術プロジェクト-障害のあるアーティストの発掘&ファシリテーター育成及び発表の場づくり

実施団体：クリエイティブ・アート実行委員会

美術、パフォーマンスアート、ダンスなど様々なジャンルで活躍するアーティストであり、身体障害や知的障害などの障害のある人との表現活動の経験豊富な講師によるワークショップ等を全国で開催。障害のあるアーティストの発掘とあわせて、ファシリテーションを学びたい人たちが、ワークショップに参加しながら、障害のある人たちとの表現活動を学べる機会を提供した。



障害のある人の表現と知的財産権に関する知財学習プログラムの開発

実施団体：一般財団法人 たんぽぽの家

障害のある人たちのアート活動を、作品の販売や商品化などを通して社会に発信してきたノウハウを活かし、アート活動や商品開発によって生み出された技術や表現の価値を守る権利である知的財産権について、楽しみながら学べるカードゲームやフリーペーパーを制作。あわせて、オンライン学習会を開催し、知財学習機会の提供を行った。



②文化財の保存・継承

ア) 文化発信・アーカイブの整備

(1) 旅前・旅後の海外向け日本文化の魅力発信（文化遺産・観光コンテンツバンク構想）

【実施主体】

文化庁、日本政府観光局(JNTO)

【主な取組内容（概要）】

旅前・旅後の海外向け日本文化の魅力発信として、次の2つからなる文化遺産・観光コンテンツバンク構想を推進。

1. 文化財デジタルコンテンツダウンロード機能（日本語・英語） <https://cb.bunka.go.jp/>

国内外のメディア・旅行会社向けに、日本遺産等のVR(仮想現実)・4K（高精細）映像素材・静止画などを解説文付きで提供。ダウンロード・二次利用を可能としている。

2. 日本政府観光局(JNTO)日本遺産特設サイト（英語） <https://www.japan.travel/japan-heritage/>

【評価点】

1. 一過性の情報発信を行うだけのデジタルコンテンツとせず、二次利用可能な権利処理やメタデータの整備を行った上で提供することで、新たなコンテンツの創造など様々な利活用が可能となった。公共交通事業者による駅構内でのデジタルサイネージ掲出やSNS等でのプロモーション、オンラインガイド旅行商品造成、大学での利用などを確認している。

2. JNTOとの連携により、一方的な情報発信ではなく、ニーズ分析・それに基づく改善などデジタルマーケティングを行う基盤として整備した。これによりコロナの影響下にあってもバーチャル旅行などをテーマに訪日意欲の向上施策を継続できた。



(2) 文化遺産オンライン構想の推進

【実施主体】

文化庁

【主な取組内容（概要）】

- 我が国の多様な文化遺産に関する情報を、誰もがいつでも容易にアクセスできる環境を整備し、文化財の保存・継承・発展を図り、コンテンツの利活用や情報発信を進めるため、文化遺産のデジタルアーカイブ化を推進している。
- 全国の博物館・美術館等における情報を集約したポータルサイトである「文化遺産オンライン」を構築し、文化財等の情報発信に努めている。

掲載件数：283,062件 所蔵館数：239館（令和3年4月時点）

アクセス数：3,079,909件（令和2年度総数）

【評価点】

令和3年度は利用者の利便性向上を図るため、文化遺産オンラインのモバイル対応や高精細画像への対応等に取り組んでいる。



③地域の文化芸術環境の整備

ア) 文化芸術創造拠点形成事業

ユネスコ創造都市札幌—芸・産学官の連携によるメディア芸術拠点形成事業【実施主体：札幌市】

文化施設や公共施設空間においてメディアアート関連イベントや教育プログラムを実施し、学生の発表機会を創出するほか、携帯端末を用いた音、光、映像の展示の鑑賞など夜間観光の新たなコンテンツとして発信している。

穂の国とよはし芸術創造発信事業【実施主体：愛知県豊橋市】

穂の国とよはし芸術劇場を拠点として、市民とともに創り上げる演劇や地元出身のアーティストによる公演を行うことで鑑賞機会を提供したり、障害の有無にかかわらず表現活動を体験できる障害者アートのためのワークショップを実施したりすることで、市民の文化活動の更なる活性化や交流促進を図る。

UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）開催業務【実施主体：山口県宇部市】

野外彫刻の国際コンクール・UBEビエンナーレの受賞作品の企画展のほか、市内の小中学生を対象とした野外彫刻の鑑賞授業や彫刻教育、ワークショップ等の実施により「彫刻のまち宇部」に対するシビックプライドを醸成するとともに、アートコミュニティを形成している。

イ) 地域文化財総合活用推進事業

地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画等策定支援

地域における未指定文化財を含めた文化財の総合的かつ計画的な保存及び活用を図るため、文化財保存活用地域計画を作成する市町村に対して技術面、財政面での支援を行っている。計画作成を通じて文化財行政の取組方向性を対外的に明示し、他の行政分野、地域住民、民間団体等の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図っている。令和3年8月現在で文化財保存活用地域計画は47件を認定、また令和6年度までに169件の作成要望がある。（令和3年6月文化庁実施 文化財保存活用地域計画及び保存活用支援団体に係るアンケート結果より）

山口市文化財保存活用地域計画【実施主体：山口県山口市】

文化財保護部局として掲げた将来像の実現に向けて、わかりやすく体系的に施策をまとめた計画を作成し、他部局と共有。総合計画と連動した重点施策の設定により、市町村合併で域内に生じた文化財保護状況の偏りを是正するとともに、文化財の保存と活用を通じて交流人口拡大に貢献する。

若狭町文化財保存活用地域計画【実施主体：福井県若狭町】

文化財の担い手が不足している中、地域の誇りとして文化財の価値を共有し、地域住民や民間企業と協働で取り組む古民家をいかした宿泊施設の運営や体験事業などの地域内外の交流活性化を通じて、文化財を活用したまちづくりをより発展させ、地域の誇りと暮らしの豊かさを育む。

ウ) 国民文化祭

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策と有機的に連携しつつ、地域の文化資源等の特色を生かした文化の祭典を実施し、各種の文化活動を全国規模で発表、共演、交流する場を提供するとともに、文化により生み出される様々な価値を文化の継承、発展及び創造に活用し、一層の芸術文化の振興に寄与している。

④ 子供の芸術教育・体験の充実

ア) 文化芸術による子供育成総合事業

巡回公演事業 ※実施団体:東京演劇集団風

企画：全校児童・生徒参加によるミュージカル「星の王子さま」（原作：サン＝テグジュペリ）

主な取組内容：

- 各実施校の実状にあわせたプログラム作成。学校との打合せを丁寧に行い、学校の要望に沿った参加・体験プログラムを個々に作成。
- ブロック内の教育委員会等への積極的なアプローチや広報。県、政令都市、市町村等を計18か所訪問し、巡回公演事業の広報を実施。

【評価点】

実施校の実状に合わせたプログラムを作成しており、実施校からは非常に高い評価を得ているとともに、本事業へ未参加の学校等にも教育委員会等を通し、積極的に声掛けすることにより、子供たちの鑑賞機会の拡充に貢献。本事業を実施した県の一つの市では、教育長の提案により、市内全小中学校が2学期の開始を数日間繰り上げ、子供達が文化芸術に触れる時間的余裕を30時間確保してもらえるようになり、文化芸術への関心が非常に高まった。

芸術家の派遣事業 ※派遣実演家：安藤広二（所属：ジェネシスオブエンターテインメント）

主な取組内容：小・中学校等の子供たちに、障がいのある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露や車いすダンス体験等の機会等を提供。

【評価点】

障がいのある芸術家のパフォーマンスを鑑賞・体験するとともに、障がいについての講演や、車いすの介助方法レクチャーも取り入れており、文化芸術活動による共生社会の推進にも貢献。

イ) 伝統文化親子教室事業

伝統文化親子教室「地域で触れる伝統文化」体験教室（地域展開型） ※実施主体：京都府

【主な取り組み内容】 古典楽器や日本画等の伝統文化の歴史を学習した上で、実際に体験できる教室を実施。

【評価点】 京都府内の資料館、美術館を活用し、府内広域で面的に教室を展開。

太子町伝統文化教室（地域展開型） ※実施主体：太子町（兵庫県）

【主な取り組み内容】 太子町の郷土芸能や郷土料理、茶道等を体験する教室を実施。

【評価点】 行政が主体となり地域の文化を掘り起こし、過疎地域における地域の子供たちの体験機会の充実を図っている。

⑤ 日本語教育の振興

ア) 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業（令和元年度より事業開始）

【実施主体】

公益財団法人兵庫県国際交流協会

【概要・主な取組内容】

- 地域日本語教育の総合的な体制の要素として、司令塔としての「総合調整会議（有識者会議）」、「総括コーディネーター」、「地域日本語教育コーディネーター」を配置。
 - ・総合調整会議の設置（令和元年度設置）：（R2）年度内に2回開催。
 - ・総括コーディネーター及び地域日本語教育コーディネーターの配置：（R2）6名 地域日本語教育コーディネーターを新たに2名配置。
- 日本語学習を希望する外国人県民が、生活に必要な日本語を身に付けることを目的とし、モデル日本語教室や人材育成研修を実施。
 - ・日本語教室の開催：（R2）202回開催（151人参加）
 - ・人材育成研修の開催：（R2）12回開催（226人参加）
- 県内の日本語教育を推進するため、市町を対象としたシンポジウム、地域住民参加型のイベントを開催。
 - ・シンポジウムの開催：（R2）1回開催（54人参加）
 - ・イベントの開催：（R2）5回開催（320人参加）
- 学習リソースおよび支援方法の普及・検討：新型コロナウイルス感染症対策における効果的な学習機会提供への取組としてICT化を推進。
 - ・ICT教材活用促進とICTを利用した学習方法の普及啓発
 - ・生活に必要な日本語のニーズ別学習支援方法の検討、情報共有
 - ・入門期の外国人が学習しやすい教材の作成・普及

【評価点】

- 兵庫県では、大学、日本語学校、県商工会連合会当の様々な構成員から成る総合調整会議を設置している。また、同様に体制づくり事業を行っている神戸市と日本語教育に関する情報共有を行い、相互に強力な連携を行うとともに、県内の地域日本語教育コーディネーターを拡充し、県全体としての体制づくりを推進している。
- 日本語教室等の事業実施に関しては、県内でモデル事業となる市町を選定し、実施市町における地域調整会議を新たに設置した。関係市町、国際交流協会、商工会、企業、既存の日本語教室の代表が各域内の状況や課題を共有できるような体制をつくることで、次年度以降の日本語教育の広がりを見据え、さらにその体制を事業未実施の市町に情報共有し、県内での事業の普及啓発を図っている。
- 新たな取組として、NPOや商工会等との新たな機関との連携が行われ、潜在的学習者が多く居住すると思われる地区の把握や、学習を必要とする日系外国人等への情報の周知が行われた。また、商工会との連携では、所属の事業所に在籍する技能実習生が日本語教室へ参加できるように配慮を促すとともに、新型コロナウイルス感染症予防対策についても協力を得て、受講者が安心して学習できる環境を整えられている。
- 新型コロナウイルス感染症予防対策に関連して、効果的な学習機会の提供への取組としてICT化の推進が行われた。これにより遠隔での受講が可能となり、受講者からも高い評価を得ることができている。

⑤ 日本語教育の振興

イ) 日本語教室空白地域解消の推進等

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

(1) 地域日本語教育スタートアッププログラム

【実施主体】

佐賀県嬉野市（支援期間：平成29年度から令和元年度の3年間）

【概要・主な取組内容】

- 日本語教室を含む「カフェこくさいじん」という活動を中心に地元コーディネーターの育成に努め、嬉野市在住の外国人や彼らに関わる日本人のニーズに即した日本語教育体制を創出している。
 - ・コーディネーターの配置：事業実施以前（H28）0人 → 事業実施後（R1）5人
- 年間20回程度の日本語教室の実施のほか、地域のお祭りやイベントなどに積極的に参加することで地元住民や地域文化の体験を促している。
 - ・日本語教室の開催：事業実施以前（H28）0回
→ 事業実施後（R1）23回開催（月2回程度実施、延200人程度参加）

【評価点】

市内で生活する外国人に対しそのニーズを調査した上で、彼らが抱える生活上の課題（災害時の対応、病院への受診など）に対して工夫を凝らして対応している。また、彼らの日本語学習環境を整備するコーディネーター等を育成を佐賀県や大学などと連携しながら進め、定期的に日本語教室を開催することに成功している。さらに、地域のお祭りなどのイベントへの参加や地元特産品農家との交流を通じて、地域住民や地域文化への理解を促進することで、外国人と地域住民との相互理解を深めることも進めている。文化庁事業の活用終了後も、自主財源を確保して、日本語教室を中心とする日本語教育事業が運営されている。

(2) 日本語学習サイトの運営

【実施主体】

文化庁

【概要・主な取組内容】

日本語教室がなく日本語学習機会を得られない外国人等に対して、ICTを活用した日本語学習教材を開発・公開し、学習機会を提供する。

- ・日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」（6言語）の開発・公開（令和2年6月）
- ・令和3年8月現在、10言語公開中で、令和4年3月には韓国語・タイ語・ミャンマー語・モンゴル語も追加し、合計14言語公開予定。
- ・令和2年度のアクセス数合計約32万。「日本語学習」と検索すると本サイトに辿り着くことができるようにする等改善を図っている。

▼ 日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでの暮らし」
（日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、
インドネシア語・フィリピン語・ネパール語・クメール(カンボジア)語)

